記者会見資料

資料提供 No.3

保育課
電話 0771-25-5028

京都亀岡保育所・認定こども園版ふるさと納税の創設
（正式名：京都亀岡保育所・認定こども園応援事業）



（リーフレット画像一部抜粋）

保育所・認定こども園を、より直接的に支援することができる制度として、ふるさと納税制度を活用した「京都亀岡保育所・認定こども園版ふるさと納税（正式名：京都亀岡保育所・認定こども園応援事業）」を、令和8年12月に開始します。

■特徴：保育所・認定こども園を指定して寄附をすることができます。

普通税での納税と異なり、自らが指定する保育所・認定こども園に寄附することで、税の使い道が明確に分かります。

使途は各保育所・認定こども園の判断による自由度の高いものとし、各保育所・認定こども園自らが寄附の活用計画を立てる中で、各園の特色に応じた使い方ができます。

返礼品の贈呈は行いません。当面は、公立保育所・認定こども園のみを対象とします。

【お問い合わせ先】京都府亀岡市　こども未来部　保育課　保育政策係　担当：關本（セキモト）
TEL　0771-25-5028　E-mail：hoiku@city.kameoka.lg.jp

事業名	京都亀岡保育所・認定こども園版ふるさと納税 （正式名：京都亀岡保育所・認定こども園応援事業）
日時	令和８年12月開始予定
方法	ふるさと納税の方法 　郵便振替用紙に寄附を希望する園名を記入のうえ、郵便局から納付していただくとともに、楽天ふるさと納税による寄附を可能とします。 　企業版ふるさと納税も受け付けます。
内容	寄附金収入を指定保育所・認定こども園毎に集計し、ふるさと納税額の**8割**を指定された保育所・認定こども園へ配分し、**2割**は亀岡市の保育・教育振興に係る経費全般に充当することとします。 　各保育所・認定こども園における保育・教育活動の充実と発展を図るため、保育所・認定こども園が必要とする経費に対して充当することができます。職員の給与、飲食等に係る経費への充当は対象外とします。 具体的な活用例 　保育・教育活動の充実に係る経費、備品の購入、消耗品類の購入、周年事業の経費等 　（絵本、木製おもちゃ、バギー、ライフジャケット、日除けテント　など）

■実施の背景：より充実した保育・教育活動のため

「卒園した保育所・認定こども園を応援したい」「頑張っている亀岡の保育所・認定こども園に何かしたい」「我が子が通園する保育所・認定こども園の保育・教育活動の充実に役立ててほしい」といった思いをお持ちの人から、市内の保育所・認定こども園を指定していただき、「ふるさと納税」による寄附を募るものです。

ふるさと亀岡の未来を担う子どもたちが、より良い環境の中で、充実した保育所・認定こども園生活を過ごせるよう、寄附金を活用して保育・教育活動の充実を図ってまいります。




（市内保育施設等での保育の様子）

【お問い合わせ先】京都府亀岡市　こども未来部　保育課　保育政策係　担当：關本（セキモト）
TEL　0771-25-5028　E-mail：hoiku@city.kameoka.lg.jp